



生ごみ処理容器補助金制度

補助金の対象となる容器

ごみの減量・資源化を推進するため、家庭から出る生ごみの減量化や、堆肥化による資源の有効利用を目的として、生ごみ処理容器を購入した方に購入費の一部を助成しています。



容器の種類	補助額
電力を用いるもの (電動式処理容器)	購入額の1/3を補助 *ただし上限は20,000円とし1,000円未満の金額は切り捨てます 1世帯1基を限度とします *1基あたり補助制度の対象期間は6年とします ※前回の交付日より起算
電力を用いないもの (非電動処理容器)	購入額の1/3を補助 *ただし上限は3,000円とし100円未満の金額は切捨てます 1世帯2基を限度とします *1基あたり補助制度の対象期間は3年とします ※前回の交付日より起算

- 補助対象者
 - 申請者は①と②両方に該当される方を対象とします。
 - ①市内に住所のある方(申請者は世帯主であり、市税を完納されている方)
 - ②自らが所有または管理する家屋、土地に自費で設置される方(良好な状態で維持管理できる方)
- 申請方法
 - 処理容器購入後、3カ月以内に次の書類を添えて提出してください。
 - ①伊賀市生ごみ処理容器購入費補助金交付申請書および請求書
 - ②申請書および請求書はホームページからダウンロードできます
 - ③ http://www.city.iga.lg.jp/
 - ④ 処理容器の領収書 (容器のメーカー名、型式、数量、領収者の氏名が明記されたもの)
 - ⑤ 申請者本人(世帯主)の市税完納証明書
 - *本庁収納課または各支所総務振興課へ申請してください
 - ④ 処理容器設置後の写真
 - ※電力を用いるものの場合のみ
 - 申請書提出先
 - 本庁清掃事業課・本庁環境政策課・各支所住民課

資源再利用物回収奨励金制度



環境学習の一環として再生利用可能な廃棄物の集団回収を実施し、環境問題に関する意識の向上を図ることを目的として、回収実施団体(あらかじめ登録が必要です。)に、その収集量に応じて奨励金を交付しています。

- 対象団体
 - 市内の児童福祉法による児童およびPTAなどの学校教育関係団体ならびに障害者基本法による団体
- 奨励金の対象となるもの
 - ・新聞紙、雑誌、ダンボールなどの古紙類
 - ・ポロ布、古着などの古布類
- 奨励金申請方法
 - 資源再利用物回収奨励金交付申請書に、市長が認める回収業者が発行の資源再利用物回収実績証明書を添付して提出してください。
 - *申請書は市ホームページからダウンロードできます
 - ③ http://www.city.iga.lg.jp/
 - 奨励金の額
 - 種類別に回収された資源物1kgにつき3円を支給します。
 - 申請書提出先
 - 本庁清掃事業課・本庁環境政策課・各支所住民課

伊賀北部地区 可燃ごみ収集状況の推移(指定ごみ袋制度導入による比較)平成21年6月末現在 単位:kg

	1~5月末累計	6月	累計
平成18年(導入前)	7,428,440	1,612,200	9,040,640
平成19年(導入年)	7,030,000	1,426,170	8,456,170
平成20年(2年目)	6,982,360	1,443,970	8,426,330
平成21年(3年目)	6,644,730	1,468,510	8,113,240

【問い合わせ】

本庁清掃事業課
☎20-1050